



平成 28 年 7 月 26 日

各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号
メディアファイブ株式会社
代表取締役社長 上野 英理也
(コード番号：3824 Q-Board)
問合せ先：取締役管理本部長 河野 活
(電話番号：092-762-0555)
<http://www.media5.co.jp/>

定款一部変更及び会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 26 日開催の取締役会において、定款を一部変更する議案及び会計監査人を選任する議案を、平成 28 年 8 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の件

(1) 定款変更の目的

当社事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

また、経営体制の一層の強化を図るため、定款第 18 条に定める取締役の員数の上限を 3 名増員し、7 名から 10 名に変更するものであります。

加えて、当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当いたしません。同法の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査の定員を増加し、監査役会及び会計監査人に関する規定を新設するものであります。

なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線が変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～21. (条文省略)	1. ～21. (現行どおり)
(新設)	22. <u>保育施設の運営及び保育施設関連事業</u>
22. (条文省略)	23. (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (新設) (新設)	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第19条～第26条 (条文省略)	第19条～第26条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 <u>監査役及び監査役会</u>
(員数)	(員数)
第27条 当社の監査役は、3名以内とする。	第27条 当社の監査役は、3名以上とする。
第28条～第29条 (条文省略)	第28条～第29条 (現行どおり)
(新設)	<u>(常勤監査役)</u> 第30条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役の実数の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設) (新設) (新設) 第 30 条 (条文省略) 第 6 章 取締役及び監査役の責任免除 第 31 条 (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設)	(監査役会の決議の方法) 第 32 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) 第 33 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印する。</u> (監査役会規則) 第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> 第 35 条 (現行どおり) 第 6 章 取締役及び監査役の責任免除 第 36 条 (現行どおり) 第 7 章 <u>会計監査人</u> (会計監査人の選任) 第 37 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u> (会計監査人の任期) 第 38 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> (会計監査人の責任免除) 第 39 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u>

現行定款	変更案
第7章 計算 第32条～第35条 (条文省略)	<u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u> 第8章 計算 第40条～第43条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年8月25日
定款変更の効力発生日	平成28年8月25日

2. 会計監査人選任について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当いたしません。コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために会計監査人設置会社となるものであり、会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無、監査報酬等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の概要は以下のとおりであります。

名称	三優監査法人		
事務所	(主たる事務所) 東京都新宿区西新宿一丁目 24 番 1 号 エステック情報ビル 15F (その他の事務所) 札幌市中央区大通西四丁目 6 番地 1 札幌大通西 4 ビル 3F 大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 16 号 アクア堂島 NBF タワー14F 名古屋市中村区名駅南二丁目 14 番 19 号 住友生命名古屋ビル 14F 福岡市中央区天神二丁目 14 番 13 号 天神三井ビル 2F		
沿革	昭和 61 年 10 月	監査法人三優会計社	設立
	昭和 62 年 7 月	大阪事務所	設置
	平成 2 年 12 月	福岡事務所	設置
	平成 8 年 4 月	三優監査法人に名称変更	
	平成 8 年 7 月	名古屋事務所	設置
	平成 27 年 7 月	札幌事務所	設置
海外事務所との提携	平成 8 年 1 月 1 日	B D O Binder BV (現 B D O International Limited) と業務提携	
概要	構成人員		
	社員	(公認会計士)	26 名
	職員		145 名
		(公認会計士)	(83 名)
		(公認会計士合格者等)	(40 名)
		(その他の職員)	(22 名)
		合計	171 名
	関与会社		182 社

(平成28年7月1日現在)

以上